

令和2年度愛媛県プラスチック代替製品等普及促進事業募集要領

1 趣旨

県民が身近に紙製品等のプラスチック代替製品やバイオプラスチック等（以下、「プラスチック代替製品等」という。）を使用できる環境づくりを促進するため、県内の事業者が行う、プラスチック代替製品等の販路拡大や利用拡大のための事業実施に要する経費に対し、予算の範囲内で助成を行います。

2 対象事業者

応募することができる事業者は、愛媛県内に本店、支店、営業所、事務所、店舗その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、プラスチック代替製品等の普及促進に取り組もうとする事業者とします。

3 対象事業

応募の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業であって、補助金交付決定日から令和3年3月15日までに完了するものです。ただし、国、県又は市町からの助成その他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

（1）プラスチック代替製品等の販路拡大に関する事業

プラスチック代替製品等の製造、販売を行う事業者による、当該製品の販路拡大を図るために実施する以下の取組

- ・県外展示会等への出展
- ・市場調査等の実施
- ・販売促進ツールの作成等

（チラシやカタログの作成、商品パッケージのデザインやホームページの作成等）

（2）プラスチック代替製品等の利用拡大に関する事業

飲食店、ホテル、店舗及び社員食堂等において、消費者等への利用拡大を図るために、プラスチック製品からプラスチック代替製品等への切り替えを行う取組

【製品の例】紙製・バイオプラスチック製の以下の製品

- ・ストロー
- ・マドラー
- ・ホテル用アメニティー製品
- ・ティクアウト用カトラリー（ナイフ、フォーク、スプーン等）
- ・レジ袋
- ・クリーニング店用ハンガー など

4 補助対象経費、補助率及び補助金額

補助の対象となる経費、補助率及び補助金額は別表1のとおりです。

5 事業実施の要件

本補助金は、プラスチック代替製品等の県民への普及促進を図るために実施する事業であることから、事業の実施に当たっては、その販路拡大の取組や、プラスチック代替製品等への切り替えを行った店舗等であることを自社のホームページ、ブログ、SNS等で積極的に情報発信していくことを要件とします。

6 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和3年3月15日（月）までの間

7 応募方法

この要領に添付している応募申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、募集期間内に愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課計画推進グループに持参するか、郵送してください。

なお、応募は、1事業者1事業とします。

- (1) 申込書（事業計画書及び収支予算書を含む。）
- (2) 事業概要、経費等の内容がわかる資料
- (3) その他参考となる資料

8 募集期間

令和2年4月13日（月）8時30分～5月15日（金）17時15分（必着）

9 選考方法

応募事業の選考は、書類審査により行い、本事業の趣旨に合致していると認められるものについて、先着順に採択します。

また、予算の範囲内で補助金を交付しますので、補助金希望額に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 結果の通知

選考結果は、応募のあった事業者すべてに文書でお知らせします。

11 公表

補助対象事業については、事業者名、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。
※本事業は、県民へのプラスチック代替製品等の普及促進を図ることを目的としているため、販路拡大のための補助を受けている事業者の取扱っている商品や、利用拡大のための補助を受けている事業者の取組を、県ホームページ等で紹介するなど、県民や事業者に対する情報発信を積極的に行っていきます。

12 事業の事後評価

補助金の交付を受けた事業者には、今後のプラスチック資源循環の推進に生かすため、事業実施後、事業評価を行い、その結果を報告していただきます。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒 790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 計画推進グループ

T E L : 089-912-2356 (直通)

別表1 補助対象経費、補助率及び補助金額

対象事業	補助対象経費			補助率	補助金額
	区分	費目	内 容		
プラスチック代替製品等の販路拡大に関する事業	展示会等出展経費	使用料及び賃借料	小間料又は会場借上料（イベントの主催者が定めた出展料）（補助金の交付決定前に支払われたものを含む。） 出展の際に必要な備品（机、椅子等）の賃借料	1／2	補助限度額：50万円以内
		委託料	展示ブースの装飾委託費（デザイン費、製作費、工事費） 展示品の運送委託費		
		役務費	展示品の発送に係る経費（郵送料、宅配料）		
		委託料	マーケティング調査費、コンサルタント費		
	販売促進ツール作成等経費	需用費	チラシ・カタログ等印刷代		
		委託料	チラシ・カタログ・商品パッケージ等のデザイン費、ホームページ作成費、販売プロモーション委託料		
プラスチック代替製品等の利用拡大に関する事業	代替製品等購入経費	需用費	プラスチック代替製品やバイオプラスチック等の購入費用 (補助対象は、事業を実施する店舗等において1年間で使用する個数までとする。)	1／2	補助限度額：15万円以内

(注) 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。